

不動産経営の注意点

気になる話題



プロフィール

東京大学法学部卒業。昭和62年第一東京弁護士会登録。主たる業務分野は不動産取引関係の法務（売買、賃貸借等契約書類の検討や作成、裁判上裁判外の事件処理）、企業法務（契約処理、債権回収等）、相続・遺言の法務、著作権など知的財産権関係の法務等。

質問

弊社は、
他府県に賃
貸ビルを所有しており

A社に対しても契約解除の通知を出します。ま

た、後者の場合は、用

アを、コンサルタントとして賃貸しまし
た。A社という会社は、事務所として賃貸しまし
た。ところが、数ヶ月

後に突然警察からの連絡があり、そのフロア
が暴力団の組事務所となつており、他のテナ
ントや近所からも通報や苦情が寄せられています。
このことで、弊社と

しては全く対応すべきではありません。どう対応すべきでしょうか。

回答

貴社としてまず、A社との賃貸借契約を解除すべきことなります。

ご相談の事例の場合、A社がいつたん自ら賃借して暴力団に転貸したという場合とA社が実態は暴力団である定めがあり、民法にも明文がありますので、暴力団への転貸は無断であります。前者は、暴力団への転貸にあたります。ほんとに全ての契約書は、無断転貸の場合は契約解除ができるので、民法にも明文があります。前記のように既存の契約条項でも契約解除は可能です。

＜事務所概要＞
住所：東京都中央区銀座2-7-17
ティファニー銀座ビル7階
TEL：03-3567-7319(代表)

～訴訟提起前に占有移転禁止の仮処分を裁判所から得ておくことが重要～

解除の後は、すみやかに占有者である暴力團に対してフロアの明渡しを内容証明郵便で請求し、応じないとする契約解除が可能です。契約書には、使用目的として「店舗」で請求し、被告（占有者たる暴力團）に明渡しを命令が普通ですが、暴

力團事務所まで許容するものでは決してないのです。この第三者に対する占有が移転されてしまえば、訴訟提起前に占有移転禁止の仮処分を裁判所から得ておくべきです。この仮処分は、被告となる占有者に対して第三占有者に移転してはならない等と命じる判決を勝ちとつても、訴訟の結果前に被

告から第三者占有者が新たに訴訟する他はありません。そこで、訴訟提起前に占有移転禁止の仮処分を裁判所から得ておくべきです。この仮処分は、被告となる占有者に対して第三占有者に移転してはならない等と命じるものです。これにより、被告が他に占有を移転して第三占有者に新たな占有者となつても、被告への判決がこの新たな占有者にも及びますので、この新規の占有者に対して強制執行がなされることがあります。前記のよう